

2025年4月10日に開催した原子力資料情報室ウェビナー「いま改めて核ごみ最終処分政策を根本から検証する」で、時間の制約上、講師の寿楽浩太さんから回答していただくことができなかつたご質問がいくつかありました。後日改めて寿楽さんからご回答をいただきました（回答部分は太字で記してあります）。公開致します。

○現在は地学専門家からの声明が出て小委員会でも議論されていると思います。この議論をもう少し深めて国民、市民に開かれたものにしていくことができないでしょうか？何があれば可能か、何が障害となっているのでしょうか？

→特定放射性廃棄物小委やその下部にある地層処分技術WGでも議論はされています。ですが、それが公正な検討であると信頼される上では、やはり第三者機関の活用が鍵となると思います。それら審議体を構成する理工系の専門家の委員の方々は真摯に議論をなさっていると私は認識していますが、それでも、委員の選任や審議結果の取りまとめなどにおいて、推進当局が事務局として関与しています。そうすると、異なる見解を持つ立場の方々や推進当局の振る舞いに疑問を持たれている方々からすれば、疑義が生じる余地がどうしても残ると思うからです。そうした状況では、真摯な議論を行っても、それが公論形成さらには社会的意思決定に必ずしも万全な形でつながっていきません。

また、今回の話題提供の中でも指摘しましたが、規制当局が積極的に是々非々で見解を述べる文化が定着すれば、論点の所在や代表的な見解の分布をさらに見通しよく社会に示すことにつながります。厳正であることや独立であることは、必ずしも社会のステークホルダーに不親切であることは意味しないはずで

○「科学的有望地」というものを提示しようとしたけれども、それが満たすべき十分条件を見つけられなかったために、それが「科学的特性マップ」にトーンダウンした、というのが真実ではないかと、科学的特性マップに係るパブコメの資料を読んだ際の認識なのですが、今の調査の在り方や、包括的技術報告書のスタンスを科学的と評価なさいますか？
→十分条件を見つけられなかったというよりも、そもそも「有望」かどうかを判定する上で必要なだけ微視的かつ十分な裏付けのあるデータが全国大では存在しない、またそれらを今から得ようとする、コスト（費用、時間、手間）があまりにも大きくなりすぎて現実的でないというのが、当時そのように「トーンダウン」したことの背景にあったと思います。

むしろ、そもそも現在の「3段階」の調査プロセスは、まさにそうした制約を踏まえた上で、数カ所に限らないそれなりの数の地域で文献調査、そして概要調査を行うことで、科学的なデータを増やしつつ、当該地域での社会的合意も確認しながら適地を絞り込んでいく、ということを目玉としていると解されます。

地球科学的な条件が地理的に小さなスケールで複雑に関係する日本の場合には、一部の諸外国のように、まず母岩の種類等の面的な条件設定でスクリーニング（絞り込み）をかけ

でも、適／不適を判断する上での科学的妥当性が相対的に小さいというのが推進側専門家の見方だと思います。むしろ、もう少し地理的に狭い範囲で詳しく地質環境を調べないと適性は判断できないというのが彼らのスタンスです。そして彼らはそのスタンスは当初から一貫して変えてはいません。

「科学的有望地」については、経産省審議会にも完全に寝耳に水で、突如設置された関係閣僚会議でトップダウン式にその提示が決定され、基本方針に書き込まれてしまいました。これは推進側専門家も遺憾としたところだろうと思います。ですから、「科学的か」というご質問への答えでということと言うならば、いわゆる「政治主導」が科学を後ろへ追いやってしまった例とも言えるわけで、やはり政官関係の変化に伴い政策形成・決定プロセスが変容している中での負の側面として理解し、批判を加えるべきだと考えています。

○既存の法律の改定は難しいとしても、処分法が法律がない F1 の燃料デブリの処分法の制定によって、既存の法律の問題点も明るみにできて、本質的議論に進むことに貢献できないでしょうか。

→私もそうした意味合いで福島第一原発の燃料デブリに係る立法の動きに期待する部分は大いにあります。ただ、政府側としては、燃料デブリの取り出しやその後の分析などには相当の時間を要することを見込んで、現段階で立法を急ぐ動機は乏しいと考えているようにも思われます。したがって、燃料デブリの取り出しをあくまでも推進し、2051年の廃炉完了目標も堅持するというのであれば、最終的な処分までの法的な裏付けを今のうちにきちんと与えることが被害を受けられた方々や福島県に対して政府が果たすべき責任として最低限の義務なのではないかと関係方面に訴えていくことが、必要かつ有効ではないかと考えます。